

○都市公園法 【抜粋】（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）

最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号

第 2 章 都市公園の設置及び管理

（公園施設の設置基準）

第 4 条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 2 を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100 分の 2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

○都市公園法施行令【抜粋】（昭和 31 年 9 月 11 日政令第 290 号）

最終改正：平成 29 年 6 月 14 日政令第 156 号

内閣は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の規定に基づき、この政令を制定する。

第 1 章 都市公園の設置

（公園施設に関する制限等）

第 8 条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100 分の 50）を超えてはならない。

2～6（略）